

所 属	健康福祉部 高齢福祉課		
担当(係)名	施設担当 介護事業者担当	内線	2596 2600

新 介護職員の処遇改善に取り組む事業者の支援

1 事業費

○基金積立金 8,252,440 (0 → 8,252,440)

【財源内訳】 国庫 8,220,000 【主な使途】 積立金 8,252,440 (基金積立)
財産収入 32,440

○平成21年度事業費 1,697,100 (0 → 1,697,100)

【財源内訳】 一般財源 1,697,100 【主な使途】 負担金、補助及び交付金 1,667,900
(事業者助成)

2 背景・現状

介護従事者の離職率が高く、事業者の人材確保が困難という実態を踏まえ、近年、介護サービスにおける処遇改善が求められていることから、国の「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に基づき、各都道府県に介護職員の処遇改善等を円滑に進めるための基金が設置されることとなった。

3 事業目的

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金交付を行うことにより、他の業種との賃金格差を縮め、介護分野における雇用の創出・人材育成等を推進する。

また、円滑な施設の開設を図るため、その開設準備経費を助成することで開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援する。

4 事業概要

(1) 介護事業者の申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を交付する。

○交付期間 平成21年10月～平成24年3月 (2年6か月)

○交付対象 次の要件を満たす事業者

(ただし、介護職員のないサービスは助成対象としない。)

① 処遇改善計画を作成し、職員に周知のうえ県に提出すること。

※各事業所における介護職員1人当たりの交付見込額を上回る賃金改善を行うこと。

② 22年度以降はキャリアパス(職種や役職に必要な能力・資格等を定め、それに応じた給与水準を示すこと)に関する要件が追加される。

○交付額 介護報酬総額×交付率(サービスごとに定める率)

※介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げを想定

(2) 特別養護老人ホーム等の開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備に要する経費を助成する。

(款) 3 民生費	(項) 1 社会福祉費	(目) (7) 老人福祉費
(明細書事業名) ○老人福祉施設費	老人福祉施設整備費	○介護事業者指導費 介護サービス適正指導事業費